



2020年3月4日  
応用地質株式会社

### 新型コロナウイルス感染症予防に向けた対応について

当社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として以下の内容を改めて社内に周知徹底しました。

1. 手洗い・うがい、アルコール消毒の励行
  - ・外出先から戻った場合等、随時、手洗い・うがい、アルコール消毒を励行する。
2. 時差通勤の推奨
  - ・フレックスタイムを利用し、人混みの時間帯（通勤ラッシュ等）を外して入社／退社する。
3. 社内外の会議への参加時の対応
  - ・社内の会議：極力、TV会議を活用。対面の場合はマスク着用を徹底する。
  - ・社外の会議：会議参加者は必要最小限に抑えるとともに、電話会議等の活用を検討する。対面の場合はマスク着用を徹底する。また、不特定多数が参加する会議やセミナー等には原則、参加しない。
4. 不要不急の出張、外出等の自粛
  - ・不要不急の出張、外出等は自粛する。必要な場合にも、TV会議、電話会議等の代替手段を検討する。
5. 懇親会等の自粛
  - ・社内外の懇親会等の開催（参加）を自粛する。プライベートな懇親会への参加も原則として自粛する。
6. 在宅勤務の活用
  - ・国から全国の小中高校、特別支援学校に臨時休校要請が出されたことを踏まえ、小学生までの子を養育する社員や、持病のある職員のうち医師から感染のおそれがある間は出社を控えるよう指示を受けた社員については、在宅勤務を許容する。
7. 社員本人が新型コロナウイルスに感染のおそれがある場合
  - ・37.5度以上の発熱、咳、身体に倦怠感を感じるなどの症状が2日ないし4日続いた場合は、速やかに各都道府県が設置している電話相談窓口へ相談する。
  - ・風邪等と疑われる症状が出た場合も含めて感染の可能性がある間は、出社を禁止して在宅勤務とする。



8. 社員本人が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合
  - ・完全に回復し、感染の可能性がなくなるまで入院ないしは自宅療養する。（自宅療養期間は医師の判断による）
  - ・感染者が発生した事業所/営業所の社員については、原則全員在宅勤務とする。
  - ・なお、当該事業所/営業所の消毒を完全に行う。
  
9. 社員の家族が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ・社員本人へ感染の可能性のある間（2週間程度）は出社を禁止して在宅勤務とする。
  
10. お取引先や協力業者において新型コロナウイルス感染者が発生した場合
  - ・業務上で感染者との濃厚接触が疑われる社員については、出社を禁止して在宅勤務とする。
  
11. 室内環境の整備
  - ・室内で業務を行う場合には、定期的に換気を実施する。
  
12. その他
  - ・新型コロナウイルスへの感染者の発生や在宅勤務等の実施に伴い、業務遂行に何らかの問題が発生する可能性がある場合には、発注者に連絡し対応を協議するなど、最善の方法にて対応するよう努める。

以上